

【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注1）の適用を受けます。また、夫は直系尊属ではありませんので、「一般税率」（注2）を適用して暦年課税により申告します。

- （注）1 特例の概要については、61ページを参照してください。
2 「一般税率」については、2ページを参照してください。

事例3

神戸 税務署長 令和 03 年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書） F D 4 7 2 9

提出用 税務署長 4 年 2 月 9 日提出

住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号

フリガナ ヘイモト キョウコ

氏名 丙本 京子

個人番号又は法人番号 ×××××△△△△××××

生年月日 3 2 0 0 2 2 0 職業 無職

税務署整理欄（記入しないでください）

整理番号 簿 名簿

補完

申告書提出年月日 短期処理 確認

災害等延長年月日 訂正 修正

出国年月日 作成済 枚数

死亡年月日

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率（特例税率）の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日

住所 神戸市中央区〇〇△丁目×番×号

フリガナ ヘイモト サブ・ロウ

氏名 丙本 三郎

生年月日 3 2 0 0 2 1 0

続柄 6

取得した財産の明細

土地 宅地 自用宅

取得した年月日 令和 03 年 05 月 08 日

価額 2 2 2 7 5 0 0 0

（持分2分の1） 270,000

取得した財産の明細

家屋 家屋（木・瓦） 自用家屋

取得した年月日 令和 03 年 05 月 08 日

価額 7 4 5 6 0 0

取得した財産の明細

神戸市中央区〇〇△丁目×番地

取得した年月日 令和 03 年 05 月 08 日

価額 124.21㎡ 745,600 1.0

一般贈与財産の価額の合計額（課税価格） 2 3 0 2 0 6 0 0

配偶者控除額（右の事実と該当する場合には、… 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高2,000万円） 23,020,600

（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）

暦年課税分の課税価格の合計額（①+②-③） 3 0 2 0 6 0 0

基礎控除額 1 1 0 0 0 0 0

⑤の控除後の課税価格（④-⑤） 1 9 2 0 0 0 0

⑥に対する税額 1 9 2 0 0 0

外国税額の控除額

医療法人持分税額控除額

差引税額（⑦-⑧-⑨） 1 9 2 0 0 0

相対時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者ごとの第二表の⑥の金額の合計額）

相対時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者ごとの第二表の⑥の金額の合計額）

課税価格の合計額（①+②+③） 2 3 0 2 0 6 0 0

差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩+⑪） 1 9 2 0 0 0

農地等納税額 0 0

株式等納税額 0 0

特例株式等納税額 0 0

医療法人持分納税額 0 0

事業用資産納税額 0 0

申告期限までに納付すべき税額（⑭-⑮-⑯-⑰-⑱） 1 9 2 0 0 0

この申告書が修正申告書である場合

差引税額の合計額（納付すべき税額の増加額）

申告期限までに納付すべき税額の増加額

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

贈与により取得した不動産に係る不動産番号を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略することができます（33ページの「贈与税の配偶者控除の特例の添付書類」の※参照）。

□にレ印を記入し、配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入します（左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。）。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、71、72ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」を活用ください。

相対時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

第一表（令和3年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表又は第一表の二と、相対時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表（背面）の裏面をご確認ください。

相対時精算課税

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

- ☐ 税理士法第30条の書面提出有
☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印
確認者

（資5-10-1-1-A4統一）（令3.10）

令和3年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、令和3年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除(2,000万円控除)の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は い	いいえ
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	は い
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	は い	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和4年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は い	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和4年3月15日までに居住する見込みですか。	は い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は い	いいえ

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。